陳　情　文　書　表　　（令和　８　年１１月１８日受理）

受　理　番　号	件　　名
陳情第４９号	介護保険制度の見直しに伴う影響の把握と、介護を受ける人と介護者への支援の充実を求める陳情
提　出　者　の 住　所　・　氏　名 **※非公開情報**	
付　託　委　員　会	厚生委員会

※原文のまま記載

【陳情の趣旨・理由】

「介護は突然やってくる」

介護は、誰もが当事者となり得る身近な問題です。議員の皆様も、ご自身やご家族が介護を必要とするとき、また介護を担うときに、安心して暮らせる調布市であってほしいとお考えではないでしょうか。そのためには、介護を受ける本人と介護者の双方の健康と生活を守る支援体制が必要です。

私たちは、ダブルケアラーや男性介護者、高齢の介護者など、さまざまな立場の介護者を支えるボランティア団体です。育児や仕事と介護の両立、自身の健康に不安を抱えながらの介護、悩みを一人で抱え込む孤独・孤立など、介護者が直面する困難は多様です。介護サービスに加え、安心して悩みを話せる居場所や休息の時間は、介護を受ける本人と介護者の暮らしを支えるために欠かせません。

介護保険制度の見直しによって、費用負担が増え、必要なサービスを利用しにくくなれば、その分を家族が担わざるを得なくなることが懸念されます。介護時間の増加によって就労や健康に影響が及び、休息や相談・交流の機会まで失われれば、本人と介護者の生活の継続が困難になるおそれがあります。

調布市には、制度変更前から本人と介護者の生活実態と支援の状況を把握し、変更内容に応じた分かりやすい情報提供や相談体制・支援体制の整備を進めることを求めます。

また、変更後のサービス利用控えや家族の負担増、孤立などの影響を継続的に確認し、本人・介護者・支援団体・専門職・事業者の声を支援策・計画に反映することを求め、下記の事項について陳情いたします。

記

【陳情項目】

1　制度変更前後の生活実態と影響を把握すること

(1)　既存の調査や相談記録を活用し、必要に応じて追加の調査・聞き取りを行い、本人のサービス利用状況や費用負担、介護者の介護時間、就労・育児との両立、健康、休息・相談・交流の機会を把握すること。

(2)　国の制度見直し内容に応じて、市内で影響を受ける人の範囲や支援需要を整理し、必要な対応を検討すること。

(3)　制度変更後のサービス利用控えや家族の負担増などを継続的に確認すること。サービス利用が減った場合は、その理由と必要な支援が不足していないかを把握すること。

2　必要な情報を届け、相談につながっていない人にも支援を届けること

(1)　制度の見直しについて、検討中の事項と決定した事項、実施時期を明確に区別し、負担やサービスの変更内容、利用できる支援と手続を分かりやすく周知すること。インターネットを利用しない人にも情報が届く方法を確保すること。

(2)　地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、医療機関、配食・見守り事業者、介護者支援団体等の連絡・連携体制を整備して、サービス利用控え、介護疲れ、孤立の兆候を早期に把握し、相談を待たずに情報提供や声掛けを通じて必要な支援につなげること。

3　必要な介護サービスと、介護者の休息・生活を支える支援を確保すること

(1)　訪問介護、通所介護、ショートステイ、ケアマネジメント等について、人材不足や受入れ困難の状況を把握し、東京都や事業者等と

連携して、必要なサービスを継続して受けられる体制を整えること。

(2)　費用負担によって必要なサービスを控えることがないよう、負担軽減制度を周知するとともに、既存施策で対応できない課題を明らかにし、市として必要な支援策を講じること。

(3)　介護者が就労、育児、休息、通院、相談・交流の時間を確保できるよう、ショートステイ等の利用調整や緊急時の相談・受入体制を充実させ、家族への過度な負担集中を防ぐこと。

4　介護者が安心して話せる居場所と、当事者同士の支え合いを支援すること

(1)　介護者が悩みや不安を安心して話せる小規模な交流の場や、当事者同士が支え合う活動（ピアサポート）について、支援団体の自主性を尊重しながら、周知、会場確保、運営相談等の継続的な支援を行うこと。

(2)　介護者支援団体と専門職・相談機関が連携し、介護者の事情に応じた開催時間や電話・オンライン等の活用により、相談・交流の機会を確保するとともに、把握した困り事を本人・介護者の意向に沿って必要な支援につなげること。

5　本人・介護者・支援団体が、継続的に施策づくりに参加できる仕組みを整えること

介護者支援や孤独・孤立対策に関する協議の場に、本人・介護者・支援団体が参画し、又は継続的に意見を述べられる機会を設け、定期的な意見交換を行うこと。

6　市の対応方針と実施体制を明確にし、取組の進捗を示すこと

(1)　高齢者福祉、障害福祉、子ども・家庭支援、地域福祉等の関係部署が連携し、相談・調整を担う部署と役割分担を明確にするとともに、実施体制を公表すること。

(2)　本人・介護者・支援団体から寄せられた提言・要望・意見について、検討結果と対応方針を示すこと。また、取組の進捗と評価を、個人が特定されない形で公表し、改善につなげること。

以上